

みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト実施に関する事業連携協定書

大阪市（以下「甲」という。）とサントリーMONOZUKURIエキスパート株式会社（以下「乙」という。）は、甲及び乙が地域活動協議会その他の地域の団体（以下「地域団体」という。）と連携協働してペットボトルの回収・日本国内におけるマテリアルリサイクルに取り組む「みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、プロジェクトに係り甲及び乙の担うべき事項を定め、プロジェクトの適正な実施を実現することにより、持続可能な循環型社会の形成に向けて、廃棄物の減量及び資源の有効利用を推進するとともに、環境・経済・社会の統合的向上をめざすことを目的とする。

（役割）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクトの実施等に関する要綱の趣旨を踏まえ、それぞれ次の各号に定める役割を分担するものとする。

（1）甲の役割

- ア 広報やホームページ等による市民へのプロジェクトに関する周知
- イ 地域団体内で留意すべき内容に関する説明
- ウ 地域団体の分別意識向上のための普及啓発
- エ 地域団体に対する乙の情報の提供
- オ プロジェクトに係り提供されたペットボトル以外のペットボトルに対する行政回収（一般廃棄物収集運搬許可業者が収集する場合もこれに同じ。以下同じ。）の実施
- カ 日本国内におけるマテリアルリサイクルの適正実施のために必要な情報の把握その他必要な制度の運用

（2）乙の役割

- ア 地域団体から提供されるペットボトルの回収等に関する有償売買契約の締結
- イ 契約する地域団体の活動区域に居住する市民に対する排出方法や回収時間等に関する周知
- ウ 契約する地域団体に対する契約内容に関する説明
- エ 行政回収との明確な区分のもと行う、自ら又は委託によるペットボトルの定期的な回収
- オ 回収したペットボトルの日本国内でのマテリアルリサイクル
- カ 回収したペットボトルに係る年間回収量の甲への報告その他必要な届出
- キ 乙のプロジェクト実施に係り生じる、広聴対応、未回収のペットボトルに係る対応、事故発生時の対応その他必要な対応
- ク 一定期間における事業収支見込みと実績の甲への報告

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じて内容及び方法について情報を交換し、協議を行う。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 甲及び乙は、この協定によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(目的外宣伝等の禁止)

第4条 プロジェクトは、甲が乙の提供する商品やサービス等を保証するものではなく、乙は、市民に対して、甲がそれらを保証したと誤認させるような方法で広告宣伝、取引の誘引を行ってはならない。

(協定の見直し)

第5条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うことができる。

(協定の有効期間等)

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間の満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による通知がないときは、満了日の翌日から1年間この協定を更新するものとする。

2 甲又は乙は、書面により相手方に通知することにより、この協定を解除することができる。この場合において、解除の通知は、解除しようとする日の2か月前までにしなければならない。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項については、みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクトの実施等に関する要綱に従うものとし、その他は必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各その1通を保有する。

令和元年6月7日

甲 大阪府大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市長 松井 一郎

乙 東京都港区台場2丁目3番3号

サントリーMONOZUKURIエキスパート株式会社

代表取締役 井床 眞夫